（本號八頁）　（郵信省認可）　明治二十五年三月十二日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料共左の如し
一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一錢五十錢〇六箇月前金三錢〇一箇年前金六錢〇月賦代價
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行平均五十字詰ノ廣告	一日限	一日以上七日以上
一行　一　付	十三錢	十一錢十五錢

本社（寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を賑塞するより各社同一の記事を掲ぐるに、事から手間り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て迅速の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も事からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

第三千二百八十八號
書指廿五年三月十二日　七頁目
明治廿五年三月十四日（火曜日）
（西暦一千八百九十二年）

時事新報

伊藤伯の決心如何

伊藤伯が樞密院議長の現職を辭退して上、民間に去りて政黨組織の計畫あるよしは此頃世間に傳ふる所なれども其計畫たるや漫然たる風說に非ずして當人も強て思ふ事の未だ決心して發言したるの事實は最早疑ふ可らざるが如し其政案の當否は兎も角も今日の事情に於ては政府部内の同憲書友中には必ず之に對して不同意を唱ふる者ある可きのみならず殊に伯は賢き邊りの御優遇他に優れて日出たき身分のよしなれば愈よの場合には自然その邊りの思召もある可きは誠に豚易き所なるが故に何れ斯くまでに決心して發言する以上は必ず云々の故障ある可きを豫期しながら假令ひ如何なる故障あるも斷然その政案を實行せんものと自から奮ひたるふとならん我輩の知きも最初より其案には不同意なるがら伯の決心既に斯くの如しと聞き最早や動かす可らざるみとし信して明か失望せし際の次第ふと時今聞く所に據れば如何なる都合にか伯の決心は最初の如くならずして政案斯く解と聞したるもの入如しと云ふ風に其間には同憲書友の忠告又は賢き邊りの御内答等最して後期の如くなりしならんと雖も其實の推測を以てすれば其變遷は必ずしも他動にわらずして自動に發したるものと認めざるを得ず如何となれば今度の計畫に就て種々の故障ある可きは最初より分り切つたる事にして今更ら之が爲めに躊躇す可きに非ず伯の決心には何分にも不相合ふる結末なりとして我輩の信ずるみと能はざる所なれども抑も伯は憲法の編纂に從事して立憲政治の創立に力を盡したるのみならず凡そ明治政府近時の政略にして悉く其一般の民心に影響したるものは伯が當局中の重職に係るものなりしを當局員政後に政府の權局を招きたる其責任も伯の一身に歸して國家かる可らざる事は其上に政治上の被害に

官報

叙位の勅書
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
農商務大臣　陸奥宗光

御名御璽
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵松方正義

ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵松方正義

○内務省令第一號

内務大臣子爵品川彌二郎

雜報

○歐洲大陸近事（三月廿一日發）

倫敦ト院の騷擾、内務省ハ之ヲ鎮撫シ難シ

日本の國者如何に敏かなれば之を以て今日の國民の下に及ぶべき事に一昨日の騷擾の如き同盟罷業も先づ近頃珍らしき出來事なれば是に其顛末を述べ

人あり若し其の「武」將軍の題一般の世の知る所なるロッチャルドの主人公となる巴里に於ける動機紙アントワンヒクシ近時内務大臣に對する紙事を讀み試みに其中の要旨を紹介するとき

官報

叙位の勅書
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
農商務大臣　陸奥宗光

御名御璽
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵松方正義

ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵松方正義

○内務省令第一號

内務大臣子爵品川彌二郎

雜報

○歐洲大陸近事（三月廿一日發）

倫敦ト院の騷擾、内務省ハ之ヲ鎮撫シ難シ

日本の國者如何に敏かなれば之を以て今日の國民の下に及ぶべき事に一昨日の騷擾の如き同盟罷業も先づ近頃珍らしき出來事なれば是に其顛末を述べ

人あり若し其の「武」將軍の題一般の世の知る所なるロッチャルドの主人公となる巴里に於ける動機紙アントワンヒクシ近時内務大臣に對する紙事を讀み試みに其中の要旨を紹介するとき